

改正概要説明書	
国名：オーストラリア	法令名：意匠規則
改正情報：2022年3月29日公布	
改正概要：	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 意匠法第17条の改正に伴い、新規性喪失の例外関係の規則2.01が削除された。 2. 意匠法第36条「2以上の意匠に関する出願から除外された意匠に関する請求」の改正に伴い、規則4.02、規則4.03は削除された。 3. 意匠法第57条の削除に伴い、規則4.15は削除された。 4. 意匠出願の失効は方式審査に関する登録官の最初の拒絶通知の日から一律2月となった。(規則3.14) 5. 意匠出願の補正請求に関する手数料納付期間が登録官の通知の日から一律7日となった。(規則11.03) 6. 「意匠法改正規則(知的財産対応諮問会議)2021年」(the Designs Amendment (Advisory Council on Intellectual Property Response) Regulations 2021)は、2021年9月11日に施行され、意匠法が改正された。これに伴い経過措置が明確化された。(規則12.09、規則12.10、規則12.11) 	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> ・規則2.01、規則4.02、規則4.03、規則4.15 削除された。 ・規則3.06 基礎出願の要件としての適格が削除された。 ・規則3.14 出願が失効する期間が明確化された。 ・規則4.04、規則4.05 出願要件が明確化された。 ・規則11.03 手数料納付期間が短縮された。 ・規則12.09、規則12.10、規則12.11 意匠法改正規則(知的財産対応諮問会議)2021年に伴う経過措置が明確化された。。 	